

1. 件名：再処理施設及び廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果  
(2021年度報告)に関する面談

2. 日時：令和4年6月23日(木)10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者(※：テレビ会議システムによる出席)

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、佐藤(秀)主任安全審査官、

鈴木安全審査専門職、西来主任技術研究調査官

日本原燃株式会社 技術本部 土木建築部

高橋土木建築部長 他4名※

同 東京支社 技術部 建設管理グループ 主任 1名※

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、日本原燃株式会社より本年6月16日に提出された「再処理および廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果(2021年度報告)」及び、本日提出された「再処理施設および廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果(2021年度報告)に対する第三者(火山専門家)のコメント」に関して、以下の記載事項について確認を行った。

- ① 監視対象火山としている十和田及び八甲田山の2021年度の活動状況はどうだったのか。
- ② 2021年度報告に対して、第三者(火山専門家)からの助言は、どのような内容だったのか。

(2) 日本原燃株式会社から、原子力規制庁からの確認事項について、以下の通り説明があった。

- ① 公的機関による発表情報、既存観測網によるデータ等を収集・分析し、2021年度の対象火山活動状況を確認した。その結果、両対象火山とも、観測データに有意な変化はなく警戒レベルは「平常」と評価した。

なお、八甲田山においては、2回の判断基準を超過する期間(比高：2022年1月、基線長：2022年2月)があったが、国土地理院から、電子基準点「黒石」では毎年冬期に沈降傾向がみられること、またアンテナレドームへの着雪による伝播遅延における座標値の飛びが一般的にあるとの回答を受け、これらの要因によるものと評価した。

冬季の電子基準点データの一時的な判断基準超過の今後の扱いについては、今回の判断基準の超過事例を踏まえ、以下の条件をすべて満たす場合に限り、火山活動に伴う地殻変動（有意な変化）ではないと整理し、社内規定に反映することとした。

- 八甲田山の「黒石」の電子基準点データを用いた判断基準の超過が認められた場合
- 判断基準の超過期間もしくはその直前に降雪が認められる場合
- 判断基準の超過期間の後のデータが、判断基準の超過前と同程度の値に戻っている場合
- 連続する判断基準の超過期間が15日を超えない場合

なお、現地調査を行い、判断基準の超過期間、電子基準点「黒石」が雪に覆われていることが明らかな場合も、火山活動に伴う地殻変動（有意な変化）でないと整理する。

- ② 第三者からのコメントについては、提出資料に記載の通りである。いずれの専門家からも、「観測データに有意な変化は認められず対象火山の警戒レベルを「平常」とする評価で問題ない。」との助言を受けている。
- また、一時的な判断基準超過の今後の取り扱いについても、「雪による影響と整理する条件について異論はない。」との助言を受けている。

## 6. 提出資料

- ・資料1 再処理施設および廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果（2021年度報告）に対する第三者（火山専門家）のコメント

## 7. 既提出資料（令和3年6月16日受領）

- ・再処理施設および廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果について（報告）（1/2） <https://www.nsr.go.jp/data/000393718.pdf>
- ・再処理施設および廃棄物管理施設 火山活動のモニタリング評価結果について（報告）（1/2） <https://www.nsr.go.jp/data/000393719.pdf>